

# 弁理士と英語—その3



会員 照嶋 美智子

弁理士と〇〇 Series 5

本稿は、2003年8月号の「パテント」誌に掲載された拙稿「弁理士と英語—その2」の続きで、いわば、シリーズとして、気が付いたことを、雑然とですが、書き連ねたものです。

最近、日本弁理士協同組合（以下「協同組合」）から送られてきた資料のなかに、協同組合がその会員及び事務所員のために開催した前年度の研修のリストが含まれ、その受講者数も表示されていました。私が実際に研修を受けたわけではないのですが、研修の種類や数も増え、内容も充実している様子がかがわれます。その数ある研修のなかでも、外国出願手続きの解説とか、英文レターを作成に関する研修の受講者が比較的多い印象を受けました。背景には外国出願の増加があるようです。両方をダブル受講した人も少なくないでしょう。ちなみに、英文レター（以下「コレポン」）に限っては、受講者は、弁理士よりも事務所員、それも女性の方が多かった由。そういえば、特許事務所の求人広告で、よく目にするものに、「内外国出願手続事務で英語能力を要する」というのがあります（ついでのお節介になりますが、広告の対象は女性で若めの年齢制限が多いようですが、高齢化の時代です、男女を問わず、実務経験も実力もあり、働く意欲のある年配者の雇用への配慮も望まれます）。いずれにしても、このような仕事は弁理士自身のみでなく、弁理士が実務担当者の協力や補助を得て行うことが多いと思うので、ここでは、特に資格者に限定することなく、このような実務に従事する人達全般の問題として取り上げました。

1 コレポンについて——ここで扱うのは、いわゆる内外と外内手続きに関するもので、その対象はいろいろですが、いずれも、相応の英語力の他に、程度の差はありますが、対象となる手続法の理解が求められます。これ等については、すでに、標記シリーズで前回書いた事とダブル点がありますが、今回は、上記リストの示す状況を踏まえて、内外手続に重点をおき、再度、整理を兼ねて書いていますので、御理解下さい。

- (1) まず、いわゆる、ルーティンのコレポンがあります。出願書類の受領とか、出願番号通知、特許・登録査定とか、特許・登録証の受領とか送付等です。これらについては、どこの事務所でも、一定のパターンがあつて、特に自分で「英作文」の必要はないかもしれません。ただし、相手からの英文レターや書類を理解する英語力は当然必要で、むしろ、記載事項にミスがないこと、料金納付の期限を間違えないとか、特許・登録の正確なデータの記録措置等、どちらかという、基本的かつ確かな事務処理能力が問われます。それと、仕事の効率上、同一の担当者にこのような仕事を継続してやってもらう事が多いのですが、しばらくすると、仕事の量ばかり多く、内容が単調と言う感じを抱き、飽きてくる傾向があるようです。（代理人としては、特許・登録査定や証明書は、苦勞して遂行してきた手続の喜ばしい成果であり、一刻もはやく依頼者に通知したいのに、単なる事務処理の一つとしか感じない実務担当者もいて、認識にギャップが生じることがあるのは残念です）。手続の一連の流れを共にフォローし、喜びを分かち合う関係を作ること、受領、表示や送付ミスを防ぎ、期限維持に手落ちがない手段を工夫する等、あらためて、手続の基本的事項の重要性の認識を確立し、その処理方法の改善などで仕事への意欲を高めること、そしてその様な努力を適正に評価することが必要と思います。
- (2) もう一步進むと、一般的な手続上の事柄をコミュニケーションするための作文が入ってきます。追加書類の要求や問い合わせ、書式や期限、必要なアクションの指示や確認、書類の翻訳、通知等です。この段階

で、手続法の内容について更に進んだ理解や、それに基づいた英語表現を使う必要が出てきます。標準的なコレボン実務というところでしょうか。

(3) 更に進むと、出願に際して、その特許明細書の内容について論じたり、拒絶に対する対策やアクションの検討、更には、審判請求、訴訟等、より高度なレベルの問題検討にまで及びます。

いずれの場合も、基本は、その手続法（使用されている用語や表現とその論理）の理解が必要なことは上述しましたが、(2) から (3) のレベルでは、明細書の内容にも触れますから、それに関する技術用語や法律用語の駆使も要求されます。また、需要の中心は米国特許出願（内外）のようで、これは、我国の特許政策の強化の影響もあり、出願が増加しているからでしょう。

それに、外内の場合は、対象が国内法なので、法文の解説、英訳、辞典の類もそろっていますので、資料は充分あります。また、日本人の一般的な感覚として、英和の訳の方が、和英の訳より抵抗がないようです。（私見では、必ずしもそういうものではないと思うのですが。）

## 2 参考資料について

(イ) 手続法——そのようなわけで、まず、米国特許法の解説書及びその手続説明書の類を一見したところ、実にいろいろありますが、手近なところでは、協同組合の販売一覧表にも何冊か掲載されています。例えば、手取り早く概略が理解できそうなものに「要点早分かり 米国特許入門 第2版」（木梨貞男著、工業調査会発行）があります。その他にも参考になりそうで、値段も手頃な書籍がありますので、見本として、各一冊、日本弁理士会の図書室あたりに置いて貰えれば、買う前に内容を確認できて便利と思うのですが、そこまではやっつけられないと言われてしまうかもしれません。

なお、特許ではありませんが、協同組合扱いの書籍に含まれる「米国商標法・その理論と実務」（創英知的財産研究所著、経済産業調査会出版）は、私も一読の機会がありましたが、米国商標を扱う実務者には、簡潔ながら内容がリッチで便利な解説書としてお勧めです。

また、特許にもどりますが、上記研究所監修の「対訳米国特許法文集」は、英文とその和訳が、ページ毎に对照になっているので、使いやすくと聞いております。バラバラの用語集で、必要の都度調べるよりも、まず、自分の担当手続分野の法文を、一度、英語と日本語で対照しながら、きちんと読んで頭に入れておく方が効率が良いように思います。

その他にも米国特許法の解説書は多々ありますが、そのなかでも、とりわけ、現に、当該手続分野の一線で活躍中で、英語も堪能な弁理士によって書かれたものは、実務の観点からの利点もさることながら、今日的な感性を感じます。このような本として、例えば、私の手元に「MPEPの要点が解る米国特許制度解説」（監修石井正、丸島敏一著、エイバックズーム出版）があります。また、手続についての解説のみならず、出願書類の作成法や用語の使用例について書かれた「特許の英語表現・文例集」（W.C. ローランド、奥山尚一他2名著、講談社出版）は、米国特許弁護士と留学経験もある現役活躍中の弁理士、更には、技術分野や翻訳分野のスペシャリストという贅沢なチームによる著作で、いかにもその特徴が生かされた内容になっていると感じました。

(ロ) 辞典の類——基本の基本として、協同組合の販売一覧表にも含まれている「法律学用語辞典（佐藤幸治他編修、三省堂出版）があります。私は「新版 新法律学辞典」（有斐閣出版）を使ってきましたが、内容が充実していて重宝してきました（該当する外国語がある場合には、それに言及しているのも気に入っていた理由です）。それと、「英米法辞典」（田中英夫編集代表、東京大学出版会）は手元に備えて置きたいものです。

その他に、知財と特定した用語集とかコレボン表現に関する書籍も出版されていますが、内容のわりに値段が高く、また、私が手にしたものは、偶々開いた箇所には誤字や誤訳があったりしたので、細部を全部見たわけではありませんが、評価については保留したいと思います。

それよりも、むしろ、インターネットで少し検索しただけですが、興味あるものを見つけました。（株）パトロ・インフォメーションという会社が「和英特許用語集」（1,200円）を出しています。一般書店では販売されていな

いので、オンラインでの注文が必要とのこと。その Web 版用語集の一部を見ましたが、内容は納得です。また、三和法律特許事務所の特許部門が「パテコロ」(patent collocation の略語?) の名称で、特許実務用語和英辞典、外国企業担当者又は代理人との往復書簡に関する情報を Web で提供しています。こちらは内容を拝見していません。調べれば、更にいろいろな情報が見つかるでしょう。各自で、詳細を検索、検討のうえ、自分の目的に合ったものを選択されるようお勧めします。

このような情報は、最終的には、出版物にしろ、Web にしろ、自分の目的に必要なものを取捨選択して、各自、目的に合ったデータを作成するようにしたらどうでしょう。当初は手間がかかりますが、きっと、後で役に立つと思います。

(ハ) その他の情報——以上、英語による外国(特に米国)特許出願手続に関するコレポン実務を主眼点に述べてきたのですが、従来からの一般的な傾向は、和英や英和対照のサンプルやお手本があって、それを参考にして、そのパターンに従った文面を作成したり、他のスタッフの日本語の指示に従って英文の構成をすることが多いようです。いずれも、日本語の回路が中間に入ります。それが悪いというわけではありませんが、外国出願では、原則として、相手先と国内代理人の間のコミュニケーションは英語であり、日本語は国内の依頼者に手続の説明をするのに必要なだけではないでしょうか。ですから、一連の手続き遂行上、日本語回路は不可欠なものではないはずですが、むしろ、場合によっては、その回路がよりよい直接のコミュニケーションの障害になっているかもしれません。特に、上記 1. (3) のレベルでは、問題のアナリシスやオピニオンの展開などで、英語でのコミュニケーション力が問われる場面も多いと思われるので、一層その感を強くします。

そのようなことを考えていたとき、新聞に、英語のロジックによるアカデミック・ライティングのテキストとして、東大教養学部で最近使用され、一般にも役立つであろうとされる「First Moves」(東京大学出版会)という本が紹介されていたので、取り寄せて、斜め読みをしてみました。偶々、そのなかに英語との対比で日本文の「起承転結」の構成が取り上げられている箇所がありました。私は、最近、日本語で、専門外の雑文(論文ではないエッセイ風なもの)を書くことがあるのですが、それが、慣れていないので、予想外に書きにくいのです。「起承転結」と言われても分かったようで分からないような有様です。特に「転」が? です。その分からない理由が上記テキストの英語の説明で理解できました。文章の理解を書き手の責任とする英語と、読み手の責任とする日本語の立場の相違など参考になります。平易な英語による良いテキストと思いました。

内外手続き(外内手続きでも同様ですが)において、今のところ、英語のコレポンはコミュニケーションの重要な手段です。そのコミュニケーション力が、相手側の説得に大きな効果を発揮し、仕事の結果を左右することもありましょう。

知財分野の仕事といっても、その範囲に限定されずに、より広く視野を広げて、強く、説得力のある表現力を養うことが肝要と思います。